

令和6年度第2回総合教育会議議事録

- 開催日時 令和6年11月26日（火）午前10時30分から11時45分まで
- 開催場所 プラザおでって大会議室
- 出席者 内館茂（市長）、多田英史（教育長）、佐々木健（教育委員）、安藤泰彦（教育委員）、岩館智子（教育委員）、滝吉美知香（教育委員）
- 事務局職員
(市長部局)
藤澤市長公室長、中嶋市長公室次長、佐々木企画調整課長、牧野企画調整課課長補佐、中村企画調整課政策調整係長、佐久山子ども未来部長、小原子子ども未来部次長、畠山こども相談室長
(教育委員会)
下田教育部長、佐々木学校教育課長、高橋学務教職員課長、齋藤総務課長、菊池生涯学習課長、小國歴史文化課長、菊池生涯学習課長、佐藤総務課長補佐、坂本学校教育課長補佐、馬場総務企画係長
- 傍聴者 一般 0名、報道機関 0社
- 内 容 次のとおり。

1 開会

(中嶋次長)

ただいまから、令和6年度第2回盛岡市総合教育会議を開会いたします。本日の進行を務めさせていただきます、市長公室の中嶋と申します。よろしくお願いいたします。

本日の会議は、構成メンバーである「市長」と「教育長及び教育委員」の全員が出席しております。はじめに、出席者を御紹介いたします。

(出席者を紹介)

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

開会に当たりまして、内館市長から御挨拶を申し上げます。

2 あいさつ

(内館市長)

本日は、教育委員の皆様には、御多用のところ御出席をいただき、ありがとうございます。また、日頃、本市の教育の充実のため、御尽力いただいておりますことに、重ねて感謝申し上げます。

本日の会議では、「新たな盛岡市教育大綱の策定について」、「いじめ防止等の取組み状況について」、「盛岡市の子どもたちの活躍について」の3件を議題として、意見交換をさせていただく予定としております。

教育委員会との連携を一層強化しながら、本市の未来を担う子どもたちの教育の充実を目指して、教育施策を推進していきたいと存じますので、多田教育長をはじめ、教育委員の皆様から、ぜひ忌憚のない意見をいただきたいと思います。本日は、よろしくお願いいたします。

(中嶋次長)

ありがとうございました。それでは次に、次第の「3 議題」に入る前に、本日の進め方について、説明させていただきます。

議題の(1)「新たな盛岡市教育大綱の策定について」は、資料1、議題の(2)「いじめ防止等への取組状況について」は、資料2及び資料3、(3)「盛岡市の子どもたちの活躍について」は、資料4により進めてまいります。

会議の議長は、盛岡市総合教育会議運営要綱第2の規定により、市長が務めることとなっておりますので、ここからの議事進行は内館市長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

3 議 題

(内館市長)

それでは議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いします。

3の議題に入ります。(1)「新たな盛岡市教育大綱の策定について」について、教育委員会から概要の説明をお願いいたします。

(下田教育部長)

それでは、「(1) 新たな盛岡市教育大綱の策定について」ご説明いたします。資料1をご覧ください。

「1 趣旨」についてですが、新たな盛岡市教育大綱の策定につきましては、法の規定により地方公共団体の長が定めることとされてございますが、現在教育委員会で策定を進めている盛岡市教育振興基本計画をもって、本市の教育大綱とすることについて協議をお願いするものであります。

「2 教育大綱について」、その法的根拠につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項におきまして、地方公共団体の長は、教育基本法に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱、いわゆる「教育大綱」を定めるとされております。また、第2項におきましては、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ総合教育会議において協議するものとしてされているところです。そして、文部科学省通知におきましては、教育振興基本計画を定

めている場合は、地方公共団体の長が、総合教育会議において協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることができることとされておりますことから、本日の協議を行うものであります。

「3 現在の教育大綱」についてですが、平成27年4月に策定いたしました現在の盛岡市教育振興基本計画の「基本的方向性」をもって、本市の教育大綱としております。その内容は、2ページに資料1として掲載しておりますのでご覧ください。目指す市民像といたしまして、「多くの先人を育んできた美しいふるさと盛岡を愛し、豊かな心とすこやかな体を持ち、自ら学び、共に生きる未来を創る人」を掲げ、目指す市民像を実現するため、施策ごとの基本的方向性として、施策1「子どもの教育の充実」から施策5「スポーツの推進」までの5つの施策を位置付けているものでございます。

資料の1ページにお戻りください。

「4 盛岡市教育振興基本計画について」ですが、現計画策定以降、国の動向として、学習指導要領の改訂及び第4期教育振興基本計画の策定、社会環境の変化として、人口減少と少子高齢化の進行及びデジタル化の進展など、教育を取り巻く状況は大きく変化しておりますことから、このような状況に的確に対応していくために、現在、令和7年度を始期とする新たな計画の策定を進めているところです。

計画策定のスケジュールでございますが、本日の総合教育会議の後に、外部の有識者の皆様による2回目の懇話会において御意見をいただき、1月に庁内の会議に諮った後、2月の全員協議会、パブリックコメントを実施して最終案を取りまとめ、3月の教育委員会定例会の後、市長決裁と進めていくものです。

続きまして、3ページをご覧ください。

現在策定を進めております、盛岡市教育振興基本計画（案）の概要につきましてご説明いたします。

計画の構成としましては、第1章「1 計画策定の趣旨」におきましては、本計画をもって教育大綱とする旨を記載しているところであります。「2 計画の期間」につきましては、国や県の計画と同様に、また、社会情勢の変化に対応することを考慮し、令和7年度から令和11年度までの5年間とするものであります。「3 計画の位置付け」であります、（1）として、教育基本法に基づき、国及び県の教育振興基本計画を参酌し策定するものとしております。（2）におきましては、本市の上位計画である盛岡市総合計画の教育分野を具体化する計画である旨を記載しております。（3）におきましては、本計画は教育委員会の事務を対象としておりますが、他部局と連携し取り組む事業等についても、本計画に位置付けることとしております。

第2章「教育を取り巻く状況の変化」では、国の計画や近年の社会状況などについてまとめてありまして、ここでは項目のみとさせていただきます。

第3章「前計画の主な取組状況と課題」におきましては、現在の計画の振り返りについて、例えば「子どもの教育の充実」では、ICT機器への取組に着手したことなどまとめております。

そして、4 ページ右側の第4 章「基本理念と施策」についてですが、この部分が令和7 年度以降の取組内容となる部分です。

「1 基本理念」には、先ほどご紹介した現在の計画で掲げた「目指す市民像」を継承することとしております。次に、「2 基本理念の実現に向けた3 つの施策」につきましては、市の花であります「カキツバタ」にお示ししておりますが、「施策1 子どもの教育の充実」、「施策2 生涯学習の推進」、「施策3 歴史・文化の継承」の3 つを掲げております。

なお、現計画で位置付けていた「芸術文化の振興」及び「スポーツの推進」につきましては、市長部局においてそれぞれの計画に基づき取り組まれておりますことから、本計画から除いておりますが、連携した取組については、本計画に位置付けているところです。

続いて、5 ページには、3 つの施策の目指す方向をお示ししております。施策1 の「子どもの教育の充実」では、予測困難な社会の変化に主体的に関わる資質・能力の育成や、教育DXの推進を通じた個別最適な学びや協働的な学びの実現、いじめや不登校への対応や先人教育を通じた学びなどを位置づけております。また、施策2 「生涯学習の推進」におきましては、いつでもどこでも学ぶことができる環境の構築や、学校・地域・家庭との連携した取組み、施策3 「歴史・文化の継承」におきましては、有形文化財の活用や無形民俗文化財の保存・育成など位置付けておりまして、ページ右側には、これらを具体化する小施策と取組をお示ししているところであります。

以上が、次期教育振興基本計画（案）の概要となるものでございます。本計画をもって、新たな盛岡市教育大綱とすることにつきまして、御協議をお願いいたします。

説明は以上となります。

（内館市長）

ただいま教育委員会から説明がありましたが、新たな盛岡市教育大綱の策定について、現在策定を進めている盛岡市教育振興基本計画をもって本市の教育大綱とすることについて、皆様から意見などを頂戴したいと思います。

それでは、佐々木委員お願いいたします。

（佐々木委員）

盛岡市教育大綱の策定についてであります。結論から申し上げますと、教育委員会が策定を進めている盛岡市教育振興基本計画をもって盛岡市が策定すべき教育大綱とすることによろしいのではないかと考えております。

先ほど事務局から説明がありましており、現在の教育大綱は、平成27年度に盛岡市教育振興基本計画の「基本的方向性」を教育大綱としたものであります。市と教育委員会が一体感を持って盛岡市の教育の振興・発展にその役割を十分に果たしてきたものと考えております。現在教育委員会では、令和7 年度から11年度を期間とする新たな教育振興基本計画の策定を進めております。この

計画には、現在の教育振興基本計画の取組状況や課題を明らかにしながら、国の教育振興基本計画、岩手県の教育振興計画を参酌し、ICT教育の急速な進展やいじめ・不登校等の増加、教育を取り巻く社会環境の変化等々にも目を向けながら策定が進められております。

以上のことから、現在教育委員会が策定を進めている教育振興基本計画の内容は、教育大綱の策定を定める法の趣旨に沿うものであると思います。新たに大綱を策定するのではなく、教育振興計画をもって教育大綱に代えることがよろしいのではないかと考えております。以上でございます。

(内館市長)

ありがとうございました。

次に、滝吉委員、お願いいたします。

(滝吉委員)

盛岡市教育振興基本計画をもって盛岡市の教育大綱とすることに賛成いたします。

お示しいただいた教育振興基本計画案は、現在の教育大綱の観点を引き継ぎつつ、また、国における第4期教育振興基本計画および岩手県教育振興計画を参酌した内容であることから、盛岡市の教育大綱として相応しい内容であると判断いたしました。

そのうえで、以下2点、意見を述べさせていただきます。

1点目は、岩手県教育振興計画との同異についてです。私は当該計画の策定にもかかわらせていただく機会があったことから、今回の盛岡市教育振興計画案が、岩手県教育振興計画を参酌した内容であることは理解しています。岩手県全体の課題がそのまま盛岡市に当てはまることもあれば、そうではないこともあると思います。どの点では県全体と共通し、どの点では盛岡市ならではの課題の認識と取組みの計画があるのか、明確にしながら今後の計画策定を進めていってほしいと思います。

2点目は、各施策のつながりについてです。資料の5ページにあります施策1「子どもの教育の充実」、施策2「生涯学習の推進」、施策3「歴史・文化の継承」は、互いに重複する部分を持っていると考えます。あえて小施策や取組項目を分けることで取り組みやすくなるものもあれば、分けて大きく扱ったほうが推進されやすくなるものもあるのではないかと思います。例えば、施策2の「1 地域における学びの充実」の(2)「学校・家庭・地域の連携」と、施策1の「1 小中学校教育の充実」(6)「学校と家庭・地域との協働の推進」の同異点につきまして、体系図からは少し読み取りにくいところもあるかなと感じましたので、工夫いただけたらと思います。また、同小施策の(5)「共に学び、共に育つ特別支援教育の充実」については、(2)「豊かな心の育成」や、(1)「確かな学力の育成」とも深くかかわると考えています。「共に学び、共に育つ」の意味は、特別支援教育対象の子どもたちが典型発達の子どもたちと共に学び育つ、という意味ではなく、障害や特性の有無にかかわらず全ての子どもたちが共に学び育つという意味であると理解し

ています。そのため、特別支援教育の推進は、多様な他者を認め尊重し合うことや、一人ひとりに適した学び方を探ることの意識が学校全体に浸透していくことにつながります。いじめや不登校の予防、地域社会で生きていく力の育成という点からも非常に重要であると認識しています。ぜひそのことを踏まえた計画にしていいただきたいと願っています。

(内館市長)

ありがとうございました。

それでは、多田教育長からお願いします。

(多田教育長)

教育大綱は、学術及び文化の振興の総合的な施策について、根本となる方針を定めるものです。自治体において教育振興基本計画を定めている場合には、その目標や根本となる方針を定めている場合にはその部分を教育大綱として位置付けることができるということで、現在、策定を進めている市の教育振興基本計画の中には、そういった大綱としての内容が位置付けられているものと捉えております。

平成28年の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正された当初は、多くの自治体で教育大綱を定めておりましたが、その後、教育振興基本計画をもって大綱とするという自治体が増えてきています。また、今般、国の第4期教育振興基本計画の策定や、県の教育振興基本計画の策定に合わせて、前回は市の計画期間を10年としていましたが、時代のめまぐるしい変化に合わせ、計画期間を5年として策定を進めているところです。策定中の教育振興基本計画の中には、現計画を進める中で起こった新型コロナウイルスへの対応や、GIGAスクール構想・DX化、また、いじめ・不登校の急増など、早急に対応が必要な課題もございます。2年後には学習指導要領の改訂などもございますので、これらを見据えた計画となるよう、策定は大詰めの段階となっております。

また、滝吉委員から御意見のありました小施策間同士の連携については、私も、計画を策定する上で重要な視点だと思ってお聞きしました。地域における学びの充実、家庭教育支援の充実については、生涯学習の推進の施策の中に入っておりますが、学校教育の、例えば不登校への対応、社会全体で取り組んでいくときには欠かせない横の連携になっておりますし、小中学校教育の充実の施策の中の部活動の地域連携・地域移行について、社会教育の中にも関連づけていくといった考え方は、今後も非常に重要になってくると考えます。

以上でございます。

(内館市長)

ありがとうございました。

大綱の位置付けについては、概ねこのような方向性でよろしいということでした。また、小施策

の枠を超えてということについては、「共に学び、共に育つ」という部分については、私も、大変共感いたします。教育を取り巻く状況として、人口減少と少子高齢化の進行及びデジタル化の進展など、様々な変化への対応が求められており、このような状況に的確に対応していくため、事務局からの説明にもありましたとおり、令和7年度からの新たな「盛岡市教育振興基本計画」の策定も進められております。

教育大綱及び教育振興計画について、どちらも、本市の教育における普遍的な使命である目標や根本となる方針は、計画における基本理念・施策と一致するものでありますことから、現在、策定を進めている次期教育振興基本計画をもって本市の教育大綱とすることとしたいと思いますが、皆様いかがでしょうか。

(多田教育長、教育委員)

異議なし。

(内館市長)

それでは、本市の教育大綱については、「盛岡市教育振興基本計画」をもって大綱に代える、ということで決定したいと思います。

計画については、引き続き有識者による懇話会をはじめ、全員協議会、パブリックコメントの実施により、議員、市民の皆様からも広くご意見を伺いながら、3月末の策定を進めていくこととなります。今後も、教育施策について市長と教育委員会が連携を強化しながら、その方向性を共有し、一丸となって進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(内館市長)

それでは、(2)「いじめ防止等への取組状況について」に移ります。はじめに、教育委員会及び子ども未来部から、概要説明をお願いします。

(下田教育部長)

(2) いじめ防止等への取組状況についてご説明いたします。資料2をご覧ください。

はじめに、「1 本市のいじめの状況」についてですが、「(1)過去5年間のいじめの認知件数」につきましては、小学校では増加傾向にあり、中学校は令和3年度以降、件数は減少しておりますが児童生徒1,000人当たりの認知件数を見ますと増加傾向にございまして、本市は全国や岩手県と比較して高い数値となっております。この状況につきましては、捉え方にもよりますが、いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知していることの現れ、と捉えております。

「(2)過去5年間のいじめの解消率」につきましては、98パーセント前後で推移しております。なお、全体の1～2パーセントは解消に至っておらず、継続的に支援していく必要のある事案もあ

るところです。「(3)過去5年間の重大事態の発生件数」につきましては、年々減少している状況にあります。

続きまして、ページ右側の「2 いじめ・不登校対策チームの活動状況」についてです。ここから、4月の総合教育会議において御説明いたしました教育委員会としての今後の取組について、その取組状況を報告するものです。

まずは、本年4月に教育委員会事務局内で立ち上げました「いじめ・不登校対策チーム」の取組について、対策チームの構成についてですが、学校教育課の指導主事と「ひろばモリーオ」の教育相談員を基本とし、必要に応じて、臨床心理の専門家や、スクールロイヤーと連携しながら、また、4月に子ども未来部に設置されました「こども相談室」とも連携して、各学校のいじめ事案等にチームで対応しております。

(2)の学校訪問につきましては、対策チームとして5月から6月にかけて学校訪問を実施し、いじめ問題に対する体制を把握するとともに、「いじめ問題への取組チェックリスト（案）」による自己点検を指示いたしました。

(3)は、対策チームによる事案対応につきましては、チームで対応した事案を2つ紹介いたします。

事案Aは、保護者が学校に対して不信感を抱いた事案でございました。対応チームにおいて、保護者から被害の状況や学校の対応について丁寧に聴き取り、保護者の意向を学校と共有し、今後の対応について指導をいたしました。また、学校による調査への支援・指導、保護者説明会についても学校で相談しながら進めた事案です。

事案Bは、学校と保護者間で解決に向けての話し合いが進まなかったところに、対策チームが介入した事案です。いじめの事実確認等に対策チームが対応いたしまして、対象生徒が安心して話せる環境の下で聴き取り等を実施するなどした結果、解決に向けた取組みが進んでおります。

次のページ（裏面）をご覧ください。「(4)定期又は臨時のチーム会議」につきましては、対策チームが介入している事案についての協議や関係機関との情報共有を行っているものです。

「3 指導主事の研修会」におきましては、法律や、国・市のいじめ防止等の基本方針に基づいた対応について理解を深めるほか、「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」が改訂されたことに伴い、その研修などを行っております。

「4 アンケート調査」につきましては、6月に学校を対象に行いました調査をもとに、取組が十分ではない項目について、学校への通知や校長会議においての改善の指示などを行っているところです。児童生徒及び保護者を対象にした学校の取組についての調査は、今月、各学校において実施しています。

「5 学校の取組」についてですが、いじめ防止の取組とあわせて、各学校において行っているいくつかの取組について紹介いたします。「(1)学校の風土づくり」では、「学校を「みんなが安心して学べる」場所へ」として、「ア みんなでつくろう！ハピネススクール」や「イ 子どもを「主語」にした教育活動の推進」など、学校経営に「風土づくり」というものを位置付け、創意工

夫を凝らしながら教育活動を展開しております。

「(2) 学校の風土の見える化」につきましては、Hyper-QUという学校生活における児童生徒の満足度などを測定する調査の活用による状況把握、通信等による情報発信、学校運営協議会での情報共有などに取り組んでおります。

さらに、毎月1日の「(3)「心の日」」の取組では、各学校においては、児童会・生徒会主体の活動や、PTAや地域を巻き込んだ活動を行いながら、豊かな心の育成に向けた取組を推進しているところです。

なお、この他のいじめ防止等の取組につきまして、例えば、市のいじめ防止基本方針の見直しなどにつきましては、本年8月に国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」が改訂された内容などを踏まえた検討を現在進めているところでございます。

説明は以上となります。

(佐久山子ども未来部長)

子ども未来部から、「こども相談室」の取組みについてご説明をさせていただきます。

資料3をご覧ください。

1の「設置目的」ですが、いじめや友人関係、家庭問題など、学校にも親にも相談できない子どもたちの抱える悩みについて、こどもたちの声を聴き、こどもの思いに添って一緒に解決策を考える窓口として、今年4月、市長部局に「こども相談室」を設置いたしました。

2の「組織体制」ですが、子ども未来部内に、児童虐待や女性・若者の相談拠点として、同じくこの4月にこども家庭センターを設置いたしまして、その組織内にこども相談室を設置しております。今年度の人員体制は、室長のほか、社会福祉士の資格を有する職員1名と、相談員2名を配置し、常勤4人体制で業務を行っております。相談員は、相談対応スキルの高い教員経験者2名で、そのうち1人は公認心理師の資格もある職員です。

3の「令和6年度の取組」ですが、相談はもとより、相談対応内容について弁護士から助言をいただく法務相談や、教育委員会との情報交換、こども相談室の取組み全体について外部委員から評価や助言をいただく評価委員会、周知、啓発などを行っております。周知は、皆様のお手元にお配りしている相談チラシやカードを、市内の小中学校と支援学校に配布しております。この相談チラシを使った手紙の相談も、多数いただいております。また、こどもたちが使用しているタブレット端末を活用した相談方法についても検討しているところです。

4月から10月までの相談実績は、資料右側の4に記載のとおりです。相談者は実人員で65人、こども本人からの相談割合が56.9%と1番多く、対象は未就学児から大学生まで、相談内容は、不登校、友人関係、いじめ、家庭のことなど多岐に渡っています。

相談は、こども本人からのほか、保護者さんや学校、関係機関などからもいただいておりますが、可能な限り、こどもから直接話を聞き、一緒に考えることを基本にしています。相談内容は非常に

重いものもありますが、継続してお話をお聞きするケースも増えています。

今後も、こどもたちに、こども相談室が広く知られるよう、周知に努め、相談してよかったと思っていただける存在になるよう努めてまいります。

説明は以上です。

(内館市長)

ありがとうございました。教育委員会及び子ども未来部から、説明がありましたが、皆様から意見などを頂戴したいと思います。

佐々木委員、お願いいたします。

(佐々木委員)

本市のいじめの認知件数は、1,000人当たりでみた場合、全国・岩手県と比較すると大きく上回っております。しかし、過去5年間のいじめの解消率は98%を超え、更に5年間のいじめの重大事態の発生件数は一桁台で減少傾向にあります。全国的には重大事態が増加傾向にあるなかで、本市の重大事態の発生件数が減少傾向にあるということからみますと、いじめの認知件数が全国・岩手県を大きく上回っているというのは、学校がいじめについて厳しく対応し、認知の判断を厳格に行っているからではないかと思っております。

教育委員会が新たに取り組んでいる対策チームの活動についてですが、この取組が少しずつ功を奏しているのではないかと思っております。これまで学校は、いじめ等が起こった場合、自分たちの力で何とかしなければという強い責任感で対応し、教育委員会への相談や報告が遅れ、対応が後手に回る事案も見られました。こうした反省を踏まえ、対策チームの活動は、教育委員会が指導・助言と言う立場から、学校を支援するという立場にウエイトが変わってきたと思います。そういったことが、学校にとっては教育委員会に相談や報告をすることにつながっていると思います。また、対策チームの中に、特に専門的知見を有する臨床心理士やスクールロイヤーのアドバイスは、校長をはじめ教職員に安心感を与え、自信を持って対応にあたることができるものと思います。

また、市長部局に新たに設置されたこども相談室についてですが、開設してわずか7ヶ月であるにもかかわらず、相談者が65人に及んでおり、予想以上だなと感じております。相談窓口の選択肢を広げたことが、学校に直接関わりのないところに相談したいという市民のニーズに合致したものであり、大きな成果であると思います。相談内容を学校や教育委員会と共有できるものは共有しながら、いじめの防止、いじめの解消に結びつけていければと思っております。

いじめは重大な人権侵害であり、許されるものではありません。今後とも、市、教育委員会が協力しながら、いじめ根絶に向けた取組に努めていかなければならないと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

(内館市長)

ありがとうございました。

他には、いかがでしょうか。安藤委員、お願いいたします。

(安藤委員)

現在のいじめの定義は、時代とともに移り変わりますが、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものとする。」となっています。つまり「相手が嫌だと感じたらずべていじめ」ということになります。

多くの小・中学校で、学校教育目標はだいたい3点、「心豊かな人間性」、「心身ともに健康」、「確かな学力」を掲げています。子どもたちが集団生活を行う中で協調性、社会性を身に付け、成長し、「たくましく生きる力」を身に付け健全な社会人になっていきますが、子どもたちは学校の集団生活において人間関係にストレスを感じるが多々あります。集団の中では比較や競争が日常的に行われますし、その一方、同調圧力も存在します。このことにうまく対応できる子どもたちはいいのですが、このことに戸惑い、うまく対応できない子どもたちも多く存在します。

いじめの具体的な事例の中には、これはいじめなのだろうかというケースも見られます。同級生が励ます、アドバイスする、行動を注意する、そのようなことでも本人がストレスを感じ精神的な苦痛を覚えるといじめと認定されます。

市教委でも、子ども未来部でも、いじめ防止等にしっかりと取り組んでいると思います。ただ現在のいじめの定義では、いじめは必ず発生する、必然的な問題でもあると考えます。

もちろんいじめの未然防止は望ましいことではありますが、いじめが起こるということを前提にして、教師がいかに早い段階でそれに気づけるかということに力点を置く方が現実的であると考えます。教師がそれを漫然と見逃した場合、重大事案となる場合もあります。従って、教師の意識改革も必要です。そういった意味でも指導主事の学校訪問や研修会の実施は有効な手立てであると考えます。

加害者・被害者が明確であるいじめは、早期解決が期待できますし、解消率も高くなると考えます。しかし単純な加害者・被害者の図式に当てはまらないケースも多くあります。そのような場合、往々にして事態がこじれることになります。教師や学校は多様な可能性を考えて、いじめの全体像を把握する必要があります。被害者への支援としての心理的ケアが必要ですが、加害者についての心理的ケアも必要になってきます。被害者・加害者ともに心の傷跡を残さないような心の支援が、今後一層、必要になってくるものと思われます。

(内館市長)

ありがとうございました。

それでは、岩館委員お願いいたします。

(岩館委員)

本市のいじめ状況につきまして、過去5年間のいじめの認知件数の増加は、早期発見・早期対応に努めているからこそ認知数は多いとも考えられます。単純に多いからダメで少ないから良いというものではなく、認知された内容について把握し、解決に導くためにはどうしたら良いかを私達大人が共に考えることで、これからの児童生徒の相手を思いやる気持ちにつながっていくのではないのでしょうか。実際に、過去5年間のいじめ重大事態の発生件数が減ったことは、解決に向けての取組の成果に表れていると感じております。しかしながら、いじめがなくなったわけではないため、児童生徒一人一人の声を大切に、引き続き取り組んでいって欲しいと思っております。

2つ目は、いじめ・不登校対策チームの活動状況についてです。対策チームによる事案対応(複数体制で対応)共に、決して当事者が抱え込むことがないよう、複数体制によって最善の方法に向けて知恵を出し合うことが出来ているのではないのでしょうか。教育委員会は、学校側や保護者側の相談を受け、その相談内容に丁寧に応じ、解決に向けて共に考え、進むことで、まずは教育委員会に相談してみようと思える存在になってきていると思います。そして、こども相談室の設置も、児童生徒や保護者にとっては、身近に相談できる場所となっています。

そのこども相談室の取組状況については、相談実績の方法別で、面談が一番多かったと捉えております。日頃からその学校の状況をよく理解し、安心する存在だからこそ、やはり対面で、顔と顔を合わせて話を聞いてもらいたいことから、面談での相談なのではないかと推測しました。大変な役目ではありますが、とても重要な役目であり、今後も、まずは心の声を聞いてもらいたい、つなげていただけるよう、引き続きお願いしたいと考えております。

最後に、いじめや不登校について、一人一人の悩み、そのようになってしまったきっかけは、本当に人それぞれであります。心の声に親身になって心に寄り添い、どの子も安心して学校に楽しく通ってほしいです。そして、我が子の悩みは親の悩みであり、親も切にそれを願っております。相手を思いやる気持ちやお互い様の心を育みながら、それぞれの機関が連携し合って、未来ある子どもたちを守り育てていってほしいと思っております。以上です

(内館市長)

ありがとうございました。

それでは、滝吉委員お願いいたします。

(滝吉委員)

私からも3点意見させていただきます。

先ほどから他の委員さんからも解釈や定義について御意見がありましたが、数値の考察は、定義とともに行う必要があると私も考えております。いじめの「認知」、「解消」、「重大事態」、そ

それぞれの定義は、盛岡市教育委員会が平成26年に策定し、令和元年に改訂を行っている「いじめ防止のための基本的な方針」に基づくものと推察いたしました。それぞれの定義にはある程度の解釈の幅があることが、いじめの性質上、特徴的であると思います。具体的に申し上げますと、例えば「解消」の状態は、「少なくとも2つの要件を満たす」としながらも「必要に応じて他の事情も勘案」とされていたり、行為が止んでいる期間は「少なくとも3か月を目安」としながらその重大性等から「更に長期の期間が必要と判断される場合」は「この目安に関わらず」、などの部分です。また、そのような定義が改訂されることもありますし、県や国との基準との相違もあると思います。また、学校数や児童生徒数の増減などの影響も受けると思います。そのため、単純な数値の増減や比較には留意が必要と考えますので、状況を共有しより協議を深めていくためには、そのような点をふまえた考察の視点を併せて示していただきたいと思います。

次に、いじめの未然防止という点につきましては、対策チームの構成や学校訪問、各種研修会や調査、学校の風土づくりをはじめとする取組等がされていること、そして、こども相談室の設置や運用は、大変心強く、その効果が今後期待される場所であると思います。この点につきましても、今後の効果や、改善すべきところがあるときにはそれが読み取れるような、数値の示し方、測定の方法・実績の枠の分け方などを検討いただくことが、状況の共有及び深い協議のために必要であると考えます。

最後に、数そのものからみえてくるものもある一方で、特に解消という点については、解消にいたるプロセスや、解消前後の見守り体制の具体例なども併せてお示しいただけると、数値の背景をより理解できるように思いました。未然防止のための取組を充実させたい一方で、それでもいじめというものが、一人ひとり異なる発達の様相を示す子どもたちであり、さらにそれが発達途中にあるという状態を鑑みると、必ずしも発生をゼロにできない可能性が残るのであれば、発生してしまったときの周囲の対応の共有を、普段から意識化しておくことが重要であり、そのことがいざというときの迅速な解決と更なる未然防止の取組につながるのではないかと思います。

(内館市長)

ありがとうございました。

それでは、多田教育長お願いいたします。

(多田教育長)

いじめ定義につきましては、最初は昭和61年に定義され、次に平成6年、平成18年には改正、最後はいじめ防止対策推進法によって定義づけられ、それが現在の定義になっております。定義が変わっていく背景としては、いじめによる自殺などの社会問題を受けながら、当初は、弱い者に対して一方的に、継続的という定義であったものが、平成6年には相手が苦痛を感じているかどうかの要素が加わり、平成18年には精神的な苦痛を受ければ認定につながり、平成25年には心身の苦痛

に加えネットによる誹謗中傷も含める、ということに法律の定義が変遷してきました。平成25年には、滋賀県大津市の中学生の自殺という社会問題を受けて、変遷に至ったという背景があります。

法律で定義されたいじめと、社会通念上のいじめとでは、現在はギャップが広がってきており、大人、特に保護者のところで、以前のいじめの定義の意識のままで、いじめに当たる・当たらないといった認識の違いが出ているケースがあります。また、教育関係者のアップデートにも個人差がある場合があります、それによって行き違いやこじれるようなケースがあります。

また、認知件数についても、都道府県によって大きな違いがあり、岩手県については全国でも5番目の高い発生率となっており、盛岡市は、さらにそれよりも高い率となっているところです。一番低い県と高い県とでは約30倍の違いがあり、都道府県によっていじめの捉え方にギャップがあることは考えなければならないことではありますが、盛岡市、あるいは岩手県の現状については、間違いなく、いじめの根絶に向けて取り組んでいる成果であると考えています。

本市では、法律がスタートしてから10年の中で、最終的に和解となりましたが裁判事例、そして再調査事案がありましたが、これらについては教訓として生かしながら、盛岡市として、いじめの再発防止に、組織的に取り組んでいく必要性を強く感じております。

今年度は、再調査委員会からの提言を受けて、対応方針に基づき取り組んでおりますが、特に、本日説明のありました対策チームとして、組織的に学校と連携した取組、またこども相談室との情報共有・連携した取組については、他市にはない非常に画期的な取組みだと思っております。市全体で、いじめ根絶に取り組むメッセージを市民に伝えながら、これからも進めていく必要があると考えています。

学校は、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組んでいますが、何よりも未然防止の点で、各学校では風土づくりや見える化を学校経営の中心に据えながら取り組んでおります。毎月の「心の日」などを含め、様々な工夫した取組の中で、この学校風土づくりが、本市のいじめ防止等に向けた日常的な取組ということで、最重要であると考えております。

以上でございます。

(内館市長)

ありがとうございました。

いじめ防止等について様々な御意見をいただきました。私も、一市民であったとき以上に、現在では毎日心が痛むような出来事があり、中でも、いじめなどで子どもたちが苦しんでいるお話を聞くことは最も心が痛みます。子どもは宝であり、一人でもそういった方へ力になりたいと思ったのが市長になったきっかけでもあります。今日は、委員の皆さんから今後の数字の示し方や、これまでの変遷や現状、本市の置かれた位置に関するお話、御意見があり、大変参考になりました。

いじめ認知件数を減らすことが目的ということより、件数が増えたとしても、いじめが表になっていくことの方が大切だと考えています。また、多くの先生方が大変な状況の中にあり、先生方が

迷いの無いようなシステムについても、今まで以上に作っていくことが大切だろうと感じています。今後も、市長部局と教育委員会で連携を密にして取り組みをしていきたいと考えています。

最後に、こども相談室の取組状況の中でも説明がありましたが、チラシやカードを使って呼びかけているように、一人でも多くの子どもを救いたい、そういったメッセージが、市民やすべての子どもたちに届いてくれればよいと思っています。

今後も、総合教育会議をはじめとした様々な場面で、教育委員会と情報交換や意見交換を行い、連携してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(内館市長)

それでは、次の議題に移ります。「(3) 盛岡市の子どもたちの活躍について」、教育委員会から説明をお願いします。

(下田教育部長)

「(3) 盛岡市の子どもたちの活躍について」ご説明いたします。資料4をご覧ください。

今年度も、盛岡市の子どもたちは、スポーツをはじめとした各種競技に意欲的に取り組みまして、全国大会への出場など、多くの活躍が報告されております。一部となりますが、主な活躍をご紹介します。

「1 小学生児童の活躍」におきましては、No. 8の城北小学校ですが、第67回吹奏楽コンクール東北大会金賞を受賞し、No. 10の東日本大会においても金賞を受賞という成果を挙げております。次に、「2 中学校生徒の活躍」では、県大会、東北大会での入賞をはじめ多くの活躍がありましたが、資料3 ページNo. 19の仙北中学校3年生 福田乙葉さんは、県大会柔道競技女子個人において3連覇を果たし、資料4 ページNo. 56の東北大会でも優勝し、資料6 ページNo. 58の全国大会では3位入賞の成果を挙げております。

資料7 ページをご覧ください。文化部におきましては、No. 75の北陵中学校吹奏楽部が県大会で金賞、No. 77の東北大会で金賞、No. 86の第72回全日本吹奏楽コンクールで銀賞を受賞しております。また、第76回全日本合唱コンクール県大会において、市内6校が東北大会の出場権を獲得いたしました。この他にも多くの成績が報告されております。

資料8 ページ目からは「3 市立高等学校生徒の活躍」となりますが、9 ページ目のNo. 20からNo. 23の生徒は、全国高等学校総合体育大会におきましては、弓道競技、少林寺拳法、新体操で入賞の成績を収めているところです。

以上、盛岡市の子どもたちが多くの成果を挙げた一例をご紹介いたしました。

説明は以上となります。

(内館市長)

教育委員会から、説明がありましたが、皆様から意見などを頂戴したいと思います。

それでは、安藤委員お願いいたします。

(安藤委員)

今回も盛岡市の子どもたちが、運動部の各競技種目で大変な活躍をしました。そして、文化面なども含めて、様々な分野で活動し、活躍している子どもたちの様子を目にしたり、報道などで知る度に嬉しく思います。未来の宝であり、盛岡の将来そのものである子どもたちの活躍は、市民、県民に感動を与え、地域に元気と活力を与えていると感じているところです。

ただ、中総体や高総体、種々のコンクールなどで良い成績を修めた個人や団体に脚光が当たりがちになりますが、例えば、郷土芸能など伝統文化を継承している個人や団体、地域貢献活動として、ボランティア活動や環境保護活動に励んでいる子どもたちも多くいます。地域社会とのつながりや、地元に対する愛情や誇りを育てるという視点からも、重視されるべき活動であります。

いずれ盛岡市の子どもたちの様々な活動が「生きる力」につながり、その中で特に活躍した子どもたちが顕彰されるわけですが、様々な活動に積極的に取り組んだ全ての子どもたちに、エールを送りたいと思います。

また、そのような努力を続け、たくましい心と体を持ち、郷土愛をもった子どもたちが、いずれはふるさと盛岡に戻ってきて、盛岡を一層活性化させ、少子高齢化の歯止めとなることを願っています。

以上でございます。

(内館市長)

ありがとうございました。

それでは、岩館委員お願いいたします。

(岩館委員)

今年度も、多くの児童生徒が日々積み重ねてきた努力の成果が表れた結果であり、大変嬉しく思っております。一番は本人の努力であります。それと同時に、支えた家族や仲間、指導者の方々も称えたいと思っております。

そして、スポーツ部門だけではなく、文化的取組においても活躍が見られております。盛岡に育って、その地域ならではの文化を継承している児童・生徒もたくさんおります。入賞はもちろん素晴らしいことですが、どんなことでも、まずは夢中になれることがあって、その夢中になっていることへの取り組む姿勢を評価したいと思っています。盛岡で、のびのびと思う存分、夢中になってやりたいことに取り組み、輝いてほしいと思っています。

(内館市長)

ありがとうございました。

それでは、多田教育長お願いいたします。

(多田教育長)

安藤委員のお話にもありましたが、資料にあるとおり素晴らしい活躍をした児童生徒のほか、日常的に素晴らしい、地道な活躍を続けている子どもたちにも目を向ける必要があると思っております。特に、学校の周年行事や式典において、呼びかけや合唱などの発表に臨む児童生徒の姿が大変素晴らしく、学校に対する自信や誇りを持ち、伝統を引き継いでいこうとする強い意志の表れを感じています。

先日行われた「全国藩校サミット」では、市内の学校の代表として仁王小学校の児童が発表しましたが、全国から集まった旧藩主、藩校関係者や市民の大勢の皆様、盛岡市の教育の姿について子どもたちの姿を通して伝えることができたと思いますし、市教育振興基本計画の基本理念である「多くの先人を育んできた美しいふるさと盛岡を愛し、豊かな心とすこやかな体を持ち、自ら学び、共に生きる未来を創る人」の姿を、まさに現在の子どもたちが体現しており、先人教育を土台とした盛岡の教育の確かさを、全国藩校サミットを通じて改めて実感いたしました。徳川様からも、盛岡藩校・作人館で行われた教育を捉え、「教育は人づくりだ」とのお言葉をいただきましたが、大会を通じてそのことを改めて再確認し、子どもたちへそのような教育を進めていくことの気持ちを強くしたところです。

(内館市長)

ありがとうございました。

それでは、私からも「子どもたちの活躍」に関して、話をさせていただきたいと思います。

まず、多田教育長のお話にもあった全国藩校サミットについては、仁王小学校児童の発表が本当に素晴らしく、私自身も感動し、また多くの方からお褒めの言葉をいただきました。

そして、教育部長から説明があったとおり、今年度も、城北小学校の吹奏楽部、北陵中学校の吹奏楽部の東北大会金賞受賞をはじめ、たくさんの報告がありました。これは本当に喜ばしいことであり、私のところにも子どもたちがよく報告に来てくれますが、その度に、心から希望を感じております。伝統文化やボランティアなどに取り組む子どもたち、また賞には届かなかったけれども、汗と涙を流して努力した子どもたち、御家族の皆さんに思いを馳せながら、皆で希望をもって教育に取り組んでいけば、盛岡の未来も明るいのではないかと感じております。

これからも、子どもたちの様々な活躍を楽しみにしております。

(内館市長)

その他、委員の皆さんから何かございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、これで議長を降りさせていただきたいと思います。

(中嶋次長)

お疲れさまでした。

以上をもちまして、令和6年度第2回盛岡市総合教育会議を閉会いたします。ありがとうございました。